

## 平成28年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月3日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成28年3月8日（午前9時30分）
4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席をした者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	坂本幸枝
教育長	吉住政子	建設課長	竹下勝博
会計管理者兼 税務課長	山下壽弘	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	酒井和哉
総務課長兼 選挙管理委員会書記長	藤島弘義	環境衛生課長	野田稔
政策調整課長	丸山信夫	教育委員会事務局次長	山下俊子
協働推進課長	丸山英明		

9. 本会に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	栗原福裕	書記	樋口信吾
書記	井上俊明		

10. 議事日程

日程第1 議案第25号 平成28年度広川町一般会計予算について

日程第2 議案第26号 平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第27号 平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第28号 平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

日程第5 議案第29号 平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について

日程第6 議案第30号 平成28年度広川町下水道事業特別会計予算について

日程第7 議案第31号 平成28年度広川町水道事業会計予算について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

御起立願います。おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第4号のとおりであります。

## 日程第1～第7 議案第25号～議案第31号

### ○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1．議案第25号 平成28年度広川町一般会計予算についてから日程第7．議案第31号 平成28年度広川町水道事業会計予算についてまでを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1．議案第25号から日程第7．議案第31号までを一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。議案第25号 平成28年度広川町一般会計予算について御説明申し上げます。

予算内容の説明に入る前に、国・地方を取り巻く状況について述べさせていただきます。

国における財政状況は、急速な高齢化の進展による社会保障経費の増加を背景として、非常に厳しい状況にあります。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2015に基づいて、経済・財政再生計画を策定し、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしている一方、経済の好循環や元気で豊かな地方の創生に全力で取り組む考えを示し、地方の課題に対応した地方創生事業に取り組むための財政措置をはじめとする、地方財政対策がなされているところであります。

町の予算編成につきましては、平成27年度に引き続き下広川小学校校舎改築事業、防災行政無線デジタル化事業をはじめ、第4次総合計画に基づいた事業を盛り込み、さらには、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた事業を推進するための予算としています。

また、平成28年度中には、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた地域再生計画を策定し、地方創生推進交付金を活用しながら地方創生関連事業の展開を図りたいと考えております。

予算書1ページをお願いいたします。

今年度の一般会計予算については、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算総額7,750,558千円で御提案いたします。

前年度と比較すると1,101,256千円、約16.6%の増となっております。

第2条債務負担行為につきましては、予算書7ページのとおり、電算機器リース料ほか4事項につきまして、その期間、限度額の債務負担行為をお願いするものです。

第3条地方債につきましては、8ページのとおり、11事業について限度額総額を915,500千円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

第4条につきましては、一時借入金の限度額を定めるもので、10億円をお願いするものです。

第5条は、歳出予算の流用について定めたものであり、給料、職員手当等及び共済費について、地方自治法第220条第2項ただし書きによる項の経費の流用を定めたものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款. 町税につきましては、2,268,186千円を見込んでおり、前年度より72,884千円の増となっております。

1項. 町民税は、特に36,950千円の法人住民税の増収を見込み、889,920千円を計上し、

2項. 固定資産税は、家屋分の増収を見込み、30,783千円増の1,154,765千円を計上しております。

2款. 地方譲与税は、前年度と同額の68,000千円、3款. 利子割交付金は3,000千円、4款. 配当割交付金は10,000千円、5款. 株式等譲渡所得割交付金は5,000千円を計上しております。

6款. 地方消費税交付金につきましては、消費税8%がほぼ通年化した平成27年度の実績を参考に、70,000千円増の320,000千円を計上しております。

7款. ゴルフ場利用税交付金は6,000千円、8款. 自動車取得税交付金、9款. 地方特例交付金は、それぞれ10,000千円を計上しております。

10款. 地方交付税につきましては、平成28年度地方財政計画を参考に、町税などの増収見込みなど町独自の事情を考慮した上で、前年度より80,000千円減の1,470,000千円を計上しております。

3ページをお願いいたします。

11款. 交通安全対策特別交付金は3,800千円、12款. 分担金及び負担金は139,889千円を計上しております。

13款. 使用料及び手数料は43,021千円、14款. 国庫支出金は1,152,334千円、15款. 県支出金は709,244千円、16款. 財産収入は14,044千円、17款. 寄付金は7,000千円、18款. 繰入金は328,361千円、19款. 繰越金は1億円、20款. 諸収入は167,179千円を計上しております。

4ページをお願いします。

21款. 町債は、前年度より483,500千円増の915,500千円を計上しております。

続きまして、5ページ、6ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款. 議会費は、前年度より5%減の95,383千円、2款. 総務費は、3.9%増の807,918千円を計上しております。

3款. 民生費につきましては、1項. 社会福祉費における障害者福祉費及び2項. 児童福祉費における子供のための教育・保育給付費が増加したことを主な要因として、前年度に引き続き1億円増加し、2,754,994千円を計上しております。

4款. 衛生費は、前年度より0.1%減の595,626千円、5款. 農林水産業費は、33.7%増の360,276千円、6款. 商工費は、0.8%増の125,162千円を計上しております。

7款. 土木費は、前年度より176.8%増の770,782千円を計上しております。

8款. 消防費は、防災行政無線デジタル化事業や第4分団防災拠点施設の整備に係る経費を計上したことで、83.7%増の495,131千円を計上しております。

9款. 教育費は、2項. 小学校費において継続費である下広川小学校校舎改築事業は引き続き予算計上し、3項. 中学校費に、新たに特別教室空調設備設置事業を予算計上したことにより、前年度より25.4%増の977,438千円を計上しております。

10款. 災害復旧費は、1.2%増の4,340千円、11款. 公債費には、1.1%減の692,687千円を計上しております。

平成27年度の当初予算は、普通建設事業や政策的な経費を必要最小限とした骨格予算であったため、今年度の予算は、各科目とも増加が目立つ予算案となっております。

なお、歳入歳出差額につきましては、12款. 予備費に70,821千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、9ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

また、150ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をつけております。

前年度と同様に、予算説明資料を事前に配付しておりますので、あわせてごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、被保険者が年々減少しているものの、高齢化の急速な進展や医療技術の高度化、生活習慣病等を中心とした疾病構造の変化などにより医療費は増加しており、厳しい財政運営が続いています。

赤字対策といたしましては、引き続き一般会計からの支援を行うこととし、将来の医療費削減に向けて、病気の早期発見・早期治療につなげる特定健診の受診率向上、さらには、健診結果に基づく特定保健指導等を強化しているところです。

予算書の1ページをお願いいたします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、2,954,107千円を計上しております。

前年度と比較すると、1.8%の増となっております。

第2条は、一時借入金の借り入れの限度額を定めるもので、その額を4億円としております。

第3条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

1款. 国民健康保険税562,778千円、4款. 国庫支出金737,947千円、5款. 療養給付費等交付金89,856千円、6款. 前期高齢者交付金460,631千円、7款. 県支出金215,578千円、8款. 共同事業交付金に662,870千円を計上しております。

10款. 繰入金は、一般会計からの赤字対策20,000千円を含む220,080千円の歳入を見込んでおります。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

3ページから4ページをお願いします。

1款. 総務費は、職員の人件費や事務的経費に要する予算で、41,090千円を計上しております。

2 款. 保険給付費は、1 項. 療養諸費1,524,498千円をはじめとして、1,731,498千円、3 款. 後期高齢者支援金等は302,797千円、6 款. 介護納付金に126,231千円、7 款. 共同事業 拠出金に680,102千円を計上し、12款. 予備費の46,254千円までの総額2,954,107千円の予算 としております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記 載しております。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第27号 平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上 げます。

予算書の1 ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、231,886千円を計上しておりま す。

前年度と比較すると、1.3%の増となっており、主な要因といたしましては、後期高齢者 医療広域連合納付金の増であります。

2 ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1 款 1 項. 後期高齢者医療保険料155,538千円、4 款 1 項. 一般会計繰入金72,188千円、 5 款 1 項. 繰越金4,000千円が主な歳入となります。

3 ページをお願いいたします。

歳出予算については、2 款 1 項. 後期高齢者医療広域連合納付金230,388千円が主な経費 であります。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記 載しております。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第28号 平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について御説明申 し上げます。

この特別会計に係る貸付事業は、平成10年度で終了しておりますが、滞納繰越分の徴収に 係る歳入及びその関連経費を計上しています。

予算書の1 ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算総額は、第1条第1項のとおり、2,004千円を計上しております。  
前年度と比較すると5.7%の減となっております。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2款2項. 県補助金48千円、4款1項. 繰越金1,130千円、5款1項. 納付金に826千円を計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出予算については、1款1項. 総務管理費に402千円、10款1項. 予備費に1,602千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号 平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

広川防災ダム管理特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、19,488千円を計上しております。

前年度と比較すると51.3%の増となっており、主な要因といたしましては、ダム施設の長寿命化を図るための現況調査に係る経費を計上したことによるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2款3項. 県委託金3,388千円、4款1項. 一般会計繰入金15,900千円、5款1項. 繰越金200千円を計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出予算につきましては、1款1項. 総務管理費に19,302千円を計上し、10款1項. 予備費に186千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。



続きまして、議案第30号 平成28年度広川町下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度の下水道の面整備につきましては、北新代、久泉、吉常、長延、太原、吉里地区の一部を実施する予定としております。

また、国からの要請に基づき、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むこととし、その関連経費を28年度より新たに計上しております。

予算書1ページをお願いします。

平成28年度下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり565,456千円を計上しております。

前年度と比較すると27%の減となっております。

第2条の債務負担行為につきましては、4ページのとおり、地方公営企業法適用業務委託料について、平成29年度から平成30年度の2カ年間、限度額20,000千円をお願いするものです。

第3条の地方債につきましては、5ページのとおり、流域下水道事業及び公共下水道事業を目的として、限度額を144,000千円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

第4条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を1億円としております。

2ページをお願いします。

歳入予算の主なものについて御説明いたします。

1款1項. 使用料及び手数料117,717千円、3款1項. 国庫補助金1億円、6款1項. 一般会計繰入金140,000千円、9款1項. 町債144,000千円などを計上しております。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出予算については、1款1項. 総務管理費に56,959千円、2款1項. 下水道事業費に395,738千円、3款1項. 公債費に103,794千円を計上しております。なお、10款. 予備費につきましては、8,965千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、6ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第31号 平成28年度広川町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業におきましては、1月末現在で5,335件、1日平均で約4,000トンの水を供給しております。新築住宅の増、地下水から上水道への切りかえ、便所の水洗化等によりまして年々水量が増加している状況であります。

本年度も水道施設の適切な維持管理、給水サービスに努め、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。整備面では、26年度から行っております中核工業団地内の老朽管更新工事、排水管網のループ化により水質の安定化、水量の確保を引き続き行っていきます。

本年度の予算総額は434,942千円で、前年度に対して13,455千円、率にして3.2%の増額であります。

第2条では、業務の予定量を定めております。給水戸数5,400戸、年間総給水量146万3,650立方メートル、1日平均給水量4,010立方メートルと定めております。

第3条予算の収益的収支は、59,895千円でございます。

第4条予算の資本的収支では、101,538千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものでございます。

第5条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を定めております。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

**○議長（野村泰也）**

全会計の予算説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、各会計ごとに行います。

まず、平成28年度広川町一般会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

6番原野利男君。

**○6番（原野利男）**

予算書の78ページですけど、ファミリーサポートセンター事業についてお尋ねしますが、具体的にどういうふうな形で立ち上げをされるのか、お伺いします。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

まずは、この引き受けの会員さんの登録を図ります。そのために、講師を呼んで講習会を開きます。それが9項目、24時間の講習会を開きまして、まずはその登録を目指します。そこからでないといけないので、まずはそこから入っていきたいというふうに考えております。そのために非常勤職員お一人を計上するということで進めていきます。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

場所はどこで、どういうふうな事業をされるわけですか、計画はありますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

場所は、まだ具体的には決めておりませんが、庁舎内になるのか、もしくは子育て支援センターの一部を事務所として使わせていただくのか、まずはそのコーディネーターをする方が必要というところになりますので、それ以外については各個人の自宅であったりとか、公の場で会っていただいて進めていくというふうな形になります。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。8番神山章憲君。

○8番（神山章憲）

2点ほど伺います。

この予算書の中に、町長の施政方針演説等々でもありました、一般質問でもありましたが、6次産業化についての予算が見当たらないと思うんですが、これは答弁の中でありましたように、今、地方創生ということで国に申請をしているから予算が通ってからの話で、補正予算で上がってくるかと思いますが、当初予算に6次産業化に対する調査費ぐらいはつけるべきじゃないかと私は思います。

どういうふうなことかといいますと、6次産業化についてもメリット・デメリットはあるかと思いますが、そこら辺を十分に調査するような形の予算も必要ではなかったらどうか

思っております。

それと、あと1点は消防費のことですが、まずは緊急防災減災事業債と防災対策事業債の違いを説明願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

議員の御指摘のとおり、当初予算の中に6次産業という言葉が出てきていません。これにつきましては、今、議員が言われましたとおり、町長なり政策調整課のほうで一般質問等でお答えしましたとおり、現在、国に対して創出事業の要望を出しております。この中で、6次産業に伴うその調査にかかわる分の臨時職の賃金、あと、創出チーム、6次産業を新たに開発するチームをつくるための賃金、それにこういうことをいろいろするための委託料、こういうのを組み込んで考えております。

そういったところで、この創出事業につきましては、今出しておりますので補正で上げさせていただくということで、そういうところでまた御説明していきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

消防費の整備を今年度お願いします起債事業の違いでございますけれども、起債につきましては、防災行政無線等につきましては緊急防災減災事業債を使用させていただきます。内容的には充当率100%、交付税算入率が70%で防災減災のための事業充当ということでございます。

それと、防災対策事業債につきましては、消防ポンプ車の購入、更新について使用させていただくことになっておりますけれども、充当率が75%、交付税算入率が30%の起債内容でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番神山章憲君。

**○8番（神山章憲）**

今度、4分団の土地購入費も上がっております。震災から5年ということで消防団が地域の安全・安心を守るための中核となすというふうなことで、消防、減災について消防団の備品、装備品の充実化ということで上がっておると思います。

その中で、この27年度の補正で、28年から37年まで債務負担行為が5年間延長になりましたが、こういうふうな関係で、私は、消防車も詰所も緊急防災減災事業債で100%の充当率で70%の交付税ということでできると思うんですが、これは、この有利な消防機材の拡充ということで国が訴えておりますので、そういうふうな消防の詰所も含めて、そしてまたポンプ車も100%、これは二千百何十万円かで16,000千円ですから、75%の充当だと思うんですが、これは緊急防災減災対策債を使えば100%の充当で詰所も対象になると私は理解をしておりますが、そこら辺はどんなふうでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（藤島弘義）**

まず、ポンプ車のほうですけれども、これも財務支局等と協議をして一番有利な起債はどれかということで、財政担当のほうも調査をしました上で対象になるかどうかということを一応確認した上で、今回、平成28年度の防災対策事業債のほうに活用しようということで上げておったところでございます。

それから詰所の関係につきましては、用地のほうにつきましては、緊急防災減災事業債が活用できるというふうに思いますので、そちらのほうで対応をしていく予定にしております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

8番神山章憲君。

**○8番（神山章憲）**

3回目で最後になりますが、今、消防車のほうは緊急減災対策を使うと最後はちょっと聞こえたけれども、これは防災対策事業ということで16,100千円ということだろうと思うんですが、これは27年の12月22日に、消防審議会ということで、充実強化ということで1年間延長をしようということに私はなっているというふうに理解をしているんです。ですから、今度の土地購入をするならば消防団の詰所も対象になると私は理解をしております。

消防車のほうも、消防団の装備の充実ということで大きな事業になっておると、国のほうが安全・安心ということで対策を、補助をつけているということをおちよつと理解をしておりますので、もう一度、そういうふうなところも含めて有利に、充当率が100%で交付税措置が70%ということは大きなメリットが町に対してあると思うんです。ですから、そういうふうなところも十分に精査をしていただいて、補正——ここにきは執行部の提案けれども、十分に詰所あたりも使えるということになれば、今度はやっぱりそれを有効に使うようにしたほうがいいんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（藤島弘義）**

神山議員のおっしゃるとおり、できるだけ、町にとっても有利な財源を活用するというのが一番ですので、そういった方針に基づいて、こういった起債事業分も活用していくようにしておりますので、その辺について再度よく確認をして取り組むようにいたします。もう一度、確認をさせていただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

ほかにはありませんか。5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

まず46ページ、協働推進課と思いますけど、ボランティアセンターの体制強化、これはボランティアセンターはもう既にあるわけで、体制強化というその内容の確認と、もう1つ、109ページ、運動公園基本構想策定、基本構想はどのようなものか、竜光寺公園も改修があるように出ていますけど、前回の補修じゃ照明部分だとなっていましたけど、今度のほどのようなところか、伺いたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（丸山英明）**

ボランティアセンターの体制強化委託でございますけれども、現在、ボランティアセンターの運営につきましては、NPO法人のすくらむさんというボランティア団体のところがその運営の事務を、今、社会福祉協議会のほうから委託を受けて行っているということになっております。

それで今後、協働のまちづくりを進めていく中では、このボランティアセンターへの登録者数の増であり、また福祉、防災、環境等、多種にわたるボランティアの方を登録いただいて、住民の参加を促していくことだと考えております。

その中で、そういう今度はボランティアを受け人、それからボランティアとして参加していただく方、その方たちのコーディネーター等が重要な役割となってきますので、現在の体制ではその部分がまだ弱いということが指摘、現実があります。

それで今回は、委託でそういうボランティアセンターの運営等をしてある団体のほうに委託をいたしまして、広川町にあったそういう参画、協働の推進を図るためのセンターの体制の調査、それから、指導等を調べていただきまして、ボランティアセンターが活性化の方向に向かう体制づくりを目指しての委託でございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（竹下勝博）**

池尻議員からの109ページにおける公園整備事業費の委託料のお尋ねでございます。

お答えしますが、まず、竜光寺公園改修設計委託料というもので一応お願いしておりますが、これは補正でお願いしましたナイター照明の安定器交換ボルト以外に次年度、28年度において、球場園路及び公園園路内のいわゆる照明灯、街路灯等の更新とか塗装が必要になってきておりますので、そういうものを実施します。

また、以前質問に出ておりました野球場の外周のネットフェンスの更新工事、それと野球場グラウンド内のいわゆる面的な整備、これにかかわる設計委託料ということで5,660千円をお願いしております。

そして、上の運動公園基本構想策定委託料と申しますのは、皆さん御存じのように、地元、下広のほうの智徳及び下広校区の区長さんあたりから天津池周辺整備の公園整備ということでの要望が出ておりましたので、それを受けて、もうちょっと総合的に下広校区に運動公園をあわせた検討、構想はできないか、または石人山、弘化谷もあわせたところを見込んで検討できないかというものを構築していく、いわゆる策定委託料でございます。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

ほかにはありませんか。11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

3点お尋ねいたします。

まず今、池尻議員から出ましたボランティアセンターの体制強化検討事業の委託料、これはどうも説明では、現在の運営を、いわゆる内部での検討というようなふう聞こえましたが、それで2,350千円かかるのか、外部に、あるいはコンサルに、そういうことについての委託をするのか、その点についての確認が1点です。

それから、いま一つは6款1項4目の19節になりますが、広川町観光協会補助金、予算書では101ページになります。27年度は1,430千円だったのが、新年度の予算案では4,430千円となっています。この分について、具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから7款でございますけれども、7款4項2目の13節のこれは委託料でございますけれども都市公園等指定管理委託料、これが平成27年度から新年度案では1,800千円ほど減額になっています。こういうものが減額になるのはいいことだとは思いますが、同じ管理組織がやるものだと思いますので、なぜそう安くなった——なることは基本的にはいいことでしょうけれども、その理由がわかればお示しをいただきたいと思います。

それからもう1点、2款でございますけれども、一般コミュニティ助成の2,500千円ですけれども、これは新年度は具体的にどの行政区が該当するのか、お願いします。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（丸山英明）**

まず、ボランティアセンターの体制強化の委託先でございますけれども、委託先につきましては、外部の有識者がいらっしゃる団体を考えております。今考えておるのは、県のボランティアセンター等でもそういうファシリテーター役をされてあるところの団体をまず考えております。

それと、最後の一般コミュニティ事業の2,500千円ですけれども、大体、昨年で各行政区一回りしまして、来年度につきましては、当初、初めのほうにされたあった行政区5団体ぐらいを今申請をしておる段階で、まだ来年度の交付の決定をいただいておりますので、まだ決定はしてありません。

以上でございます。



○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

観光協会のほうの関係でございますが、御承知のとおり観光協会につきましては、今、産業展示会館、指定管理は商工会のほうが行っております。商工会のほうが行っているので、観光協会についてもそっちのほうでやっておりますが、昨年、事務局の強化ということで人件費の2,000千円の増額をお願いしていた分も含んでおります。

それと、今年度大体、観光戦略の計画を県の補助を受けてつくり上げたいということで進めておりましたが、これが県のほうの補助がつかせんで、でき上がっていません。しかしながら、観光戦略についてはぜひとも必要であるというふうな認識のもと、これを1,000千円、来年、一般会計から出していただくということで、そういう形で増額になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

都市公園の指定管理委託料でございますが、あくまで前年度の実績に基づいて、年度間につきましては前期と後期で精算をするものでございまして、後期について若干の残が出るということで、それを見込んでしております。

それと、主にトイレの下水道工事の接続等を27年度は行いましたので、その分も減額ということが大きいかと思います。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

おおむね理解をできました。重ねてちょっと確認といえますか、考えを聞いておきたいんですけども、一般コミュニティ助成金でございますけれども、今、説明にもありましたように一回りをしたということでございますが、今後も、この制度そのものは多分継続されるであろうと私も思っています。

本年度は、もう既に5件ぐらい申請が上がっているということですが、いわゆる2周目と。

二回り目の補助金申請ということに、今それぞれ行政区が取り組んでいくことになるだろうと思いますが、今まではおおむねその年度に1行政区ということで、2,500千円というようなことで一応考えられてきたようでございますが、今後も年間1行政区という基本的な考え方が踏襲されるのか、あるいは2巡目であるというようなことにも鑑みて、年に2行政区とか、金額は半分になっても年に2団体とか、そういう考えをお持ちなのか、その辺わかれば、お考えが既に今何かあればお聞きしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（丸山英明）**

この一般コミュニティの助成は宝くじからの助成ということで、制度自体は、今後も続いていくものと考えております。

それで、その申請の団体の関係ですけれども、はっきり言ってまだ私どもも決めかねているところがございます。要するに2,500千円の枠の中で、要望的な団体が1,000千円とか1,500千円とかで2団体でその枠の中に入るような要望であれば、それを一緒にしたところで申請して整備ができれば、それを1年間ずつ、またがなくてもいいということですので、そこら辺の申請については、臨機応変な、有利な、早くそういう取り組みができるということを念頭に置いて、それと、本当に整備が必要な箇所、行政区さんはどこでも必要でしょうけれども、そこら辺の内容的なところを精査いたしまして申請をしていきたいと考えております。

**○議長（野村泰也）**

11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

同じ問題でございますけれども、要するに2巡目がいいということになれば、どこもやっぱり考えると思うんですね。先ほどから、町の予算も国県の補助が取れるなら、それをやはり有効に使うというのは当たり前のことで、行政区もそういう補助金があるならば、それを有効に利用させていただいて地域の活性化を図りたいというのは当然のことでございます。それで、その辺の見通しといいますか、取り組みという一応の基本方針的なものは、できるだけ執行部においては早く一応取り決めにいただいて、行政区長会あたりで基本的な考えを早くお示しいただくと要らぬ競争が起きないと思うんですね。

やっぱり競争すると、いろいろまた別な問題が出てきますので、その辺を、やっぱり基本

的な方針というのは早くお示しいただきたいと思うんですが、その辺お願いしておきたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

一回りした、その整備された年度はこちらのほうで持っておりますので、やはりどうしても備品等の購入が主な事業でございますので、その備品の必要性なり老朽化のぐあい等もあると思いますので、そういうところで、区長会の中でもお話ができればと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

1 ページのところからなんですが、第4条一時借入金というところがあります。最高額は10億円ということなんですが、最高額の金額ですが、これまでの実績でこれほど金額を一時借り入れしなければならないような状況がこれまであったかどうか、この10億円という根拠を伺いたいと思います。

それから、もう1つが起債の部分ですけれども、8 ページですが、地方債、ちょっと心配するのが、これまで渡邊町長の方針としては、町債残高を徐々に減らしていくというのが方針だったと思うんですけれども、27年度あたりから起債が若干ふえてきているというふうに思います。28年度が9億円を超えておりますが、基金なども使える状況があるんじゃないかと、その辺の兼ね合いなんですけれども、町債の残高がふえていくということを心配します。どのようにお考えがあるのか、その辺を伺いたいと思います。

特に8番目の小学校の改築事業の起債ですが、基金もある程度残っておると思うんですが、先ほども言いましたように基金を使うのか、起債にするのか、その兼ね合いをどのように考えてあるか、伺いたいと思います。

それから、あと2点ありますが、これ何ページということではありませんけれども、一般会計のほうで、水道事業関係の起債とか、あるいは支出、歳出が出てきておりますけれども、これを、水道会計があるわけですから、そちらのほうに移せないものかどうか。一般会計で処理をするのがどういうことなのかということで、ちょっと質問をします。

下水道のほうは歳入のほうが少ないから、一般から繰り入れたりするのは当然なことだろうと思いますけれども、水道会計は、ある程度一般会計から外して、水道会計の単独でやれるのではないかというふうに思います、その辺の考えを伺いたいと思います。

それから、ふるさと納税制度というのが今マスコミのほうでも取り上げられております。これは本来の目的というのがちょっと今ずれてきて、お礼の品を競争するようになって、いろんな自治体で考えてあるようで、それがひいては、その町なり市の産業の活性化にもなっているというふうに聞いておりますけれども、広川町ではふるさと納税制度を今の時点どのように考えてあるのか、伺いたいと思います。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（藤島弘義）**

まず、一時借入金のことですけれども、私の知る限り、そういった10億円も必要になったということはないと思いますけれども、緊急にそういうことが必要になった場合に予算の中に可能な範囲ということで示しておくことが必要になりますので、これについては限度額を定めておくという意味で計上をしておるということでございます。

それから、地方債の残高につきましては、平成32年の目標値として65億円以内ということで設定をして、そういった計画を立てながらしておりますけれども、先ほどお話があったとおり下広小学校の建築の部分でありますとか、今回、防災行政無線のデジタル化というようなことで必要になった部分で、ここ昨年ぐらいから少しふえておりますけれども、その辺につきましては、将来負担も含めたところで、この起債を活用することが、有利な部分については起債を活用していくということでございます。

基金との兼ね合いにつきましても、基金からの充当も行っておりますので、将来負担と現在までの基金の積み立てぐあいとのバランスをとりながら、また、学校建設のための基金につきましても下広小学校で終わるということではございませんので、そういった計画の中でバランスをとりながら投入をしていくというような取り扱いをしておるところでございます。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（丸山英明）**

江藤議員の御質問、ふるさと納税の考え方というところだと思いますけれども、確かに議員の御指摘のとおり、ふるさと納税は、当初の国が制度化したときの考え方と外れて、そういう贈答品関係の各市町村がそういうのをPR合戦というか、そういうところになってきているかとは思いますが、広川町といたしましても、このふるさと納税に対するお礼の品というのは、町物産のPRにつながるものと考えております。それで、現在も特に農産物、イチゴ、フルーツは人気があるといますか、そういう状況でございます。

それで今後も、ふるさと納税については、そういう町のPRを兼ねて寄附をいただくということで、それから、あとは伝統工芸の品であるとか、そういうところの贈答品の開発等をお願いして町のPRにつなげていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（藤島弘義）**

先ほど、水道会計の関係なんですけれども、一般会計のほうで起債等を活用しておくということで、その後の交付税措置等の算入もできる部分もございますので、そういった部分での有利なものがあれば、一般会計の中で計上をしているという状況でございます。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

10億円という一時借入金については実績がこれまでないということですが、わからないのが10億円という数字ですね。5億円ではいけないのか、3億円ではいけないのか、総額が77億円という予算規模ですので、私は幾ら考えても10億円突然必要になるという状況というのは考えにくいと思いますが、その辺をもう一回お願いします。

それから起債ですが、これは学校建設基金に、また基金に入れるというとか、歳出予算どこかありましたですかね。起債をしながら、また基金にも積み立てるというところがちょっと理解しにくいというところがあります。

それと、最後の水道会計の件ですが、下水道のほうでも起債はしますね。だから、水道会計という、もう歳入も十分にとれておるといふ会計でなぜ処理ができないのか、一般会計で例えば、86ページでは水道事業費ということで、41,000千円ぐらい一般会計から出すという

ところがあります。例えば、立花系の送水施設建設負担金とかそういうのが含まれているんですが、それを一般会計じゃなくて、なぜ水道会計に移されないのかというところがわからないところで、もう一度お願いします。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

一時借入れの問題ですけれども、予想される事態というのは、例えば、地方交付税が何かの理由で、交付が例えば3日間おくれるとか、あるいは事業の進捗の関係で、起債の借入れが予定日よりもおくれたということが可能性としてあります。そういった場合、一時借入れが要るわけですけれども、仮に5億円として設定しとった場合に、510,000千円必要な場合は、また改めて補正予算をお願いしなくちゃいかんということから、比較的多めの範囲で金額を設定しているということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。もちろん、大きくしているから何ぼでも借りますよという話じゃございません。最低限のものしか借入れませんので、大は小を兼ねるという意味でこういう設定をしております。

それから水道会計の問題ですけれども、例えば、先ほど総務課長が申しましたように、出資金等は、出資金という名目を出すことによって、起債の元利償還金が地方交付税の措置対象となります。そういった兼ね合いから、一般会計で設けて、それを拠出する、あるいは負担するという措置をとっているものと判断いたしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。6番原野利男君。

○6番（原野利男）

予算書の121ページ、きめ細やかな教育環境整備事業ですが、この事業は、最近問題になっております子供の貧困、そういう対策と関係あるかどうかお尋ねします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

教育委員会で予算に上がっております、きめ細やかな教育環境整備事業につきましては、

35人学級の人件費等が主なものでありまして、貧困家庭に対する教育委員会としての28年度の事業としましては、新たなものは入っておりません。継続的な就学援助等、それから、新規にスクールソーシャルワーカーの配置というふうな予算を計上しております。

**○議長（野村泰也）**

よろしいですか。

ほかにありませんか。8番神山章憲君。

**○8番（神山章憲）**

ちょっと3点ほど、済みませんが。100ページの企業誘致推進費が9,351千円で、このほとんどは企業誘致の奨励金だということで説明を受けたんですが、新産業団地等々もまだ100%じゃないと思うんですが、旅費が143千円ぐらいしかついとらんとですが、これで足りるのかなということと、13節の工場適地調査委託料というふうなことで上がっております。これは工場適地調査委託は誰に、どのような委託をするのかという内容説明をひとつお願いいたします。

それと、108ページの都市計画諸費でございますが、6,389千円ということで、都市計画区域基礎調査委託料が6,189千円ついております。その中で、都市再生計画事業は工事費がついておりますから、これは道路かなんかということをちょっと説明を受けたと思うんですが、都市計画区域基礎調査委託料あたりもどのようなことが考えられているのか、説明をお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（酒井和哉）**

企業の誘致につきましては、先ほど言いましたとおり、新産業団地、中核工業団地でも100%になってきております。ただ、旅費の140千円を計上させていただいているといたしますのは、新たな企業を興すとかということが今行われています。現在、中央等においても、地方で企業を興すというふうな研修会等がございますので、そういった分について使わせていただきたいということで計上させていただいています。

それから、工業団地の適地調査につきまして10,800千円計上させてもらっていますが、今言いましたとおり、広川の工業団地については全て埋まりました。県のほうが、今、福岡県に適地がどこかないかということで力を入れております。2分の1の補助で事業を行ってい

ますので、広川町といたしましても新たなところができないかというふうなことで、この事業を受けまして今年度コンサルのほうに委託しまして、2カ所以上の調査を行わなくてはなりません、そこらあたりを検討していきたいということで今回、調査費を上げさせていただいているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

今の御質問の都市計画区域基礎調査委託料というものでございますが、これにつきましては、広川町は全区域未線引きでございますけど、全域都市計画区域でございます、その基礎調査を5年に1回やるようになっておりますので、それは都市計画法に基づいたものということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

8番神山章憲君。

○8番（神山章憲）

それじゃ、都市計画の区域基礎調査ということは、どこどこを指定ということじゃなくて、今説明がありました広川町全区域によって都市計画のいろいろな調査をするということの理解でいいんですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

区域を特に定めるといふことじゃなくて全域、いわゆる福岡県がつくります都市計画区域マスタープランとのやっぱり整合性であったりとか、今後の町の方向づけを示すものといふことで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

途中ですけど、暫時休憩いたします。よろしいですか。50分から始めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

午前10時40分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（野村泰也）



休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

2点お尋ねします。

予算書では93ページでございますけれども、5款1項3目19節、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、昨年は71,540千円でしたけれども、新年度案では113,670千円、約42,000千円ほど増額計上されております。これは特段、何か需要が非常に27年度多かったのか、特段の取り組みが新年度なされようとしておるのか、その点について具体的な説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点、これも5款ですけれども、5款1項5目28節でございます。広川防災ダム管理特別会計の繰出金、これは一般会計では97ページ、それから、関連するところではダム特別会計のほうではページ7でございます。昨年は8,761千円だったのが今年度15,900千円、これは、ダム特会のほうでは具体的に農村地域防災減災事業負担金ということで7,500千円出ております。町長の説明にもありました。町長の説明の中では、長寿命化というような言葉が含まれておったかと思えます。ですけれども、新年度の予算案ということで説明資料をいただいておりますが、これでは全く長寿命化というような言葉は出ておらず、減災防災事業を活用しというような、防災対策を行うというようなことでの説明があります。これは、説明資料の中で農村地域防災減災の「災」は、これは災害の「災」だろうと思うんです。字が間違っているんだろうと思いますが、この辺の説明をお願いしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（酒井和哉）**

まず、活力ある高収益事業でございます。

これにつきましては、県のほうの補助をそのまま流すというような事業でございますが、御指摘のとおり、今は希望が物すごく上がっています。それで、希望をされる方は全部という形じゃなく、これはJAとか普及指導センター、それから、町含めましていろんな検討をやって、その方ができるか、でけんかという判断をしながら、県のほうに情報を上げています。その額が増額しているというふうな形で御理解をいただきたいと思えます。

次に、ダムの関係ですが、今、議員の御指摘のとおり、広川防災ダムできましてもう約50

年近くなってきました。その間、保水路等の、一定の修繕等を行っていましたから、県のほうで今回、総合的にこの事業を活用したところで、総合的な調査を行って何をやるべきかということを確認したいというふうなことで、総額的には30,000千円の調査費で、そのうちの25%が町の負担という形になっておりますので、その負担金相当を一般財源として組ませていただいているということで、増額となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

今の答弁に関連してですけれども、活力ある高収益型のほうですけれども、現在、非常に需要が、そういう希望があるということは非常にいいことだと思うんです。当然、国県の補助がつながっておりますので、そういう需要が高まっておるといいことですが、現在、どの程度の人数が新年度に申請をされておるのか。それから、これは1件当たりの上限額というようなものが設定されておるのか、お願いをいたします。

○議長（野村泰也）

暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

28年度の要望については、大体20件ほど上がっています。

上限についてですが、個人、法人によって違いますけど、法人の場合は20,000千円が上限ということになっていると思います。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにはありませんか。7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

1点だけ関連ですけど、T P Pが一応、政府承認というふうな格好になっておるわけですけど、現在の状況について、どういうふうなげたを履かせるかというのはよくわからんわけですけど、今回の今の高収益事業等についても従来の要するに補助対象以外に条件を緩和するとか、そういうふうなことは、T P P絡みとして県のほうで特別な配慮というのはあるでしょうか、ないでしょうか。また、補正でT P P関係等の予算について、何か組まないといけないとか、そういうふうな情報は入っておるでしょうか。その2点についてお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

まず、議員御指摘のT P Pの関係についてどうかと言われる分については、多分、今のところはないと思います。ただ、こういう農業政策については、予算をできるだけ確保していくということで、少しずつ過去まではいきませんが、増額はなされているというのは聞いております。

それと、高収益事業につきましては、現在、新規というよりも、施設の延命化のほう为中心となってきておまして、そういう事業が入ってきたということで要望がふえてきているというのが現状でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

あと2件だけ聞きます。歳出の49ページで、総務管理費、13目の情報管理費で中段あたりにA S Pサービス利用料というのがあります。この意味がちょっとわかりませんので、アルファベット3文字で書かれてもわかりませんので、説明をお願いします。

それから、もう1つは、商工費の100ページのところですが、工場適地調査をされるということで10,800千円上げられております。これは具体的にどのような調査をするのか、全町なのか、あるいは上広に絞って調査をするのか、具体的にどのような調査をされるのか伺います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

A S Pサービス利用料というのは、インターネットを経由して、遠隔地からソフトウェアの提供をするというシステムです。

以上です。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

適地調査につきましては、先ほど神山議員のほうに答えましたとおり2カ所以上という形になっています。具体的な調査というか、1点は、やはり広川の基本でありますインター周辺、それと上広の活性化ということで、上広のほうでできないかというふうなことで調査に入っていきたいと思っています。

調査の内容につきましては、調査を行うんですから団地をつくり上げるというのが最終目的になりますので、そういうことができるようなところまで、できるだけやりたいということで、これにつきましては、コンサル等と今後決定して協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

今、江藤議員の質問にA S Pかね、説明はあったんですけどね、具体的に我々が理解する場合に、どんなとき使うんだということがようわからんたいね。遠隔地の中継なんかかんとかと言わっしゃるけど、実際にどういうふうな内容、どういうふうな事務に非常に有効になるのか、あるいはどういうふうな流れの中で必要なものかというのがよくわからんので、そういう点を説明するときはお願いします。これは要望ですから、いいですもう、ぜひ考えとって。そういうことで、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで平成28年度広川町一般会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これで平成28年度広川町国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これで平成28年度広川町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これで平成28年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これで平成28年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を終わります。

次に、平成28年度広川町下水道事業特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これで平成28年度広川町下水道事業特別会計予算の質疑を終わ

ります。

次に、平成28年度広川町水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これで平成28年度広川町水道事業会計予算の質疑を終わります。

以上で一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第25号については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、本案については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時2分 再開

**○議長（野村泰也）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しております名簿のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案第29号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第26号から議案第28号及び議案第30号の各特別会計及び水道事業会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することに決定したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第29号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第26号から議案第28号及び議案第30号の特別会計及び水道事業会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は3月18日、午後1時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午前11時4分 散会